

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	5-5
許認可等の種類	国及び地方公共団体以外の者の保護回復事業の認定			
根拠法令条例等・条項	長野県希少野生動植物保護条例第32条第3項			
許認可等の概要	国及び地方公共団体以外の者の行う保護回復事業は、適正かつ確実に実施することができ、県の作成した保護回復事業計画に適合する場合は、認定を受けることができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>長野県希少野生動植物保護条例施行規則第26条</p> <p>国及び地方公共団体以外の者は、条例第32条第2項の認定を受けようとするときは、保護回復事業認定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、保護回復事業の事業計画及び次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>(1)申請者の経歴を記載した書類(法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類)</p> <p>(2)法人にあつては、定款又は寄付行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び経歴を記載した書類</p>			
基準の制定根拠	長野県希少野生動植物保護条例施行規則第26条第2項			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に申請実績がない又は稀であるため)			
期間の制定根拠	一			